

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、生駒市長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成二十六年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 生駒市北新町
- 三 測量の終了年月日 平成二十六年十二月三日